

山縣市平和に関する都市宣言検討委員会設置要綱

平成30年4月19日

(設置)

第1条 山縣市が平和に関する都市宣言をするに当たり、広く関係者の意見を聴くため、山縣市平和に関する都市宣言検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、平和に関する都市宣言の原案の検討等に当たる。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、委員15人以内をもって組織する。

- (1) 自治会連合会から推薦された者
- (2) 国民保護協議会から推薦された者
- (3) 遺族会から推薦された者
- (4) 教育委員会から推薦された者
- (5) P T A連合会から推薦された者
- (6) 市職員
- (7) その他特に市長が適当と認める者

(任期)

第4条 任期は、第1回委員会開催の日から、平和に関する都市宣言の原案が作成される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、総務課長をもって充て、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月19日から施行する。